

○五霞町就学援助費交付規則

平成12年10月31日

教委規則第3号

改正 平成14年3月7日教委規則第6号

平成22年8月23日教委規則第1号

平成28年3月25日教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び第49条の規定に基づき、経済的理由のため就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費(以下「援助費」という。)を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 援助費の交付を受けることができる者は、町内に住所を有し、公立小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程に在学する児童及び生徒の保護者で、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)及び要保護に準ずる程度に困窮しているものとする。

2 前項に定める者のほか、特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者は、援助費の交付を受けることができる。ただし、経費の支弁の基準については、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条に準ずる。

(援助費の種類)

第3条 援助費の種類は、次に掲げるとおりとする。ただし、要保護者が法第13条の規定により教育扶助を受けているときは、当該援助費は交付しない。

- (1) 学用品費、通学用品費、校外活動費等
- (2) 新入学児童生徒学用品費等
- (3) クラブ活動費
- (4) 体育実技用具費
- (5) 修学旅行費
- (6) 宿泊を伴う校外活動費
- (7) 通学費
- (8) 生徒会費
- (9) PTA会費
- (10) 学校給食費
- (11) 医療費

(交付額及び支給方法)

第4条 援助費の交付額は、毎年度予算の範囲内において、五霞町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定めるものとし、支給方法は金銭又は現物により交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 援助費の交付を受けようとする者は、就学援助費受給申請書(様式第1号)を児童又は生徒が在学する学校長(以下「学校長」という。)を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、要保護者については、この限りでない。

2 学校長は、保護者から前項の申請書が提出されたとき、又は福祉事務所から法

による教育扶助決定の通知があったときは、教育的立場から、要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票(様式第2号)を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 3 特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者のうち、援助費の交付を受けようとする者は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(様式第5号)を児童又は生徒が在学する学校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、当該申請について、その内容を審査し、援助費を交付するかどうか決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により交付を決定したときは、就学援助費受給者決定通知書(様式第3号)により、学校長を経由して、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(事務処理の委任)

第7条 援助費の交付を受ける者は、その請求・受領等の権限を学校長に委任するものとする。

- 2 前項の規定により委任を受けた学校長は、当該委任状(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第8条 教育委員会は、援助費の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その交付を取り消すものとする。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により援助費を受けたとき。
- 2 教育委員会は、前項第2号の規定により援助費の交付を受けた者に対し、交付を受けた援助費の全部又は一部を、その者から返還させることができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成22年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の五霞町就学援助費交付規則の規定は、平成22年4月1日以後在学する児童及び生徒に係る就学援助費について適用する。

附 則(平成28年教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の五霞町就学援助費交付規則、第2条の規定による改正前の五霞町公民館使用規則、第3条の規定による改正前の五霞町営球場管理規則及び第4条の規定による改正前の五霞町B&G海洋センター使

用規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

五霞町就学援助費交付規則

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

五霞町教育委員会教育長 様

申請人 (保護者)

住 所 五霞町

氏 名



就学援助費受給申請書

次のとおり 年度の就学援助費の支給を受けたいので申請します。

記

1 該当児童生徒氏名(学校)

学 年	氏 名	性 別	学 年	氏 名	性 別
		男・女			男・女
		男・女			男・女

2 申請理由(該当する番号に○印をつける。)

- 1 町民税が非課税又は減税されている。
- 2 個人の事業税・固定資産税及び国民年金の掛金が減免されている。
- 3 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている。
- 4 児童扶養手当の支給を受けている。
- 5 世帯更生貸付金の貸付けを受けている。
- 6 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である。
- 7 その他(申請理由を具体的に記入してください。)

()

五霞町就学援助費交付規則

様式第2号(第5条関係)

要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票

整理番号		児童生徒氏名		保護者氏名		教育扶助受給の有無		
家庭の状況 (保護者本人含)	続柄	生年月日	職業	自宅居住の有無	病気・療養の有無(期間)	住宅形態	家庭状況の変動	
						(1) 持家 (2) 借家 借間		
就学援助を必要と認める者についての学校長の意見(該当するものの番号を○で囲む)								
(1)保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる。(2)生活状態が悪いため、学校納付金を減免している。(3)生活状態が悪く、学校納付金が滞りがちである。(4)昼食、被服が著しく悪く、また、学用品・通学用品等に不自由している。(5)経済的理由による欠席日数が多い。(6)その他(具体的に記載のこと)								
上記の者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。								
年 月 日								
学校長 ㊟								
五霞町教育委員会 様								
継続報告	小 学 校					中 学 校		
	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
報告年月日								
学校長 ㊟								
	世帯についての福祉事務所の長又は民生委員の所見				教育委員会の認定の理由(変更の理由)			
認定の場合								
認定しない場合又は取り消しの場合								
上記の者を要保護児童生徒として認定 { します。 準要保護 しません。								
年 月 日								
五霞町教育委員会 ㊟								
学校長 様								
継続認定	小 学 校					中 学 校		
	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
報告年月日								
教育委員会係 ㊟								

五霞町就学援助費交付規則

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

保護者
様

五霞町教育委員会
教育長



就学援助費受給者決定通知書

さきに申請のありました就学援助費は、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

学校

学 年	支 給 対 象 費 目									
	児 童 生 徒 氏 名	学 通 校 費 学 外 活 動	用 品 費 用 品 費	新 入 学 児 童 生 徒 費 等	修 学 旅 行 費	宿 泊 伴 外 費 を 校 動 泊 う 活	生 徒 会 費	PTA 会 費	学 校 給 食 費	医 療 費

○印が支給対象費目です。ただし、医療費は、病気にかかった場合のみ対象となります。

教 示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、五霞町教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、五霞町を被告(訴訟において五霞町を代表する者は五霞町教育委員会となります。)として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

五霞町就学援助費交付規則

様式第4号(第7条関係)

委 任 状

私は、
学校長
を代理人と定め、
年度就学援助費
の請求及び受領についての一切を委任します。

年 月 日

五霞町教育委員会教育長 様

住 所
保護者
氏 名 ㊟

児童・生徒

学 年	氏 名	学 年	氏 名

五霞町就学援助費交付規則

様式第5号(第5条関係)

現在の住所・学校・学年を記入

特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調査書

保護者記入欄

①

(整理番号) No.

保護者等氏名 (記号・押印又は署名)	住所	幼児・児童・生徒氏名	学校名、学年(特別支援学級名)等	※都道府県の地区別区分 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ) 地域の現地区分 (Ⅰ-1, 1-2, 2-1, 2-2, 3-1, 3-2)		学 校 長 認 印
世帯の収入状況		世帯の状況(前年12月末日現在)		需 要 額		
		氏 名	在 学 学 校 名 ・ 学 年 (特別支援学級通学の有無)	教 育 扶 助 基 準 通 学 費	生 活 扶 助 基 準 学 校 給 食 費 基 準 額	第 1 類 第 2 類
所得控除前の 総所得金額	円	生 年 月 日 (満 年 齢)		円	円	円
所得控除前の 退職所得金額		年 月 日				円
所得控除前の 山林所得金額		年 月 日				円
所得控除前の 計 A		年 月 日				円
所得控除前の 社会保険料		年 月 日				円
所得控除前の 生命保険料		年 月 日				円
所得控除前の 損害保険料		年 月 日				円
所得控除前の 計 B		年 月 日				円
所得額 (A - B)	※	年 月 日				円
所得月額 (C × 1/12)	D	年 月 日				円
障害者加算控除 (基礎控除より算定)	E	年 月 日				円
収入額(D-E)	F	合 計		a	b	c
通学費を要した者ごとに記入すること。			特記事項	支弁区分 □Ⅰ段階(令第2条第1号該当) □Ⅱ段階(" 第2号該当) □Ⅲ段階(" 第3号該当)		

(注) 1 支弁区分は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者はⅡ段階、2.5倍以上の者はⅢ段階として処理すること。
2 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
3 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせること。

前年(12月31日現在)の世帯状況(満年齢・学校・学年を記入)

様式第 1 号(第5条関係)

様式第 2 号(第5条関係)

様式第 3 号(第6条関係)

様式第 4 号(第7条関係)

様式第 5 号(第5条関係)